

より美しく
魅力ある札幌へ

SAPP
RO

札幌市屋外広告物条例の手引



札幌市建設局総務部道路管理課

はじめに

広告は、さまざまな情報を提供し、街の賑わいや活気を演出するなど、経済活動や市民生活に欠かせないものです。しかし、広告物を無制限に放置すれば、街の良好な景観や風致を損ない、また、市民生活の安全性を阻害するおそれもあります。

札幌市では、政令指定都市に移行した昭和47年に「札幌市屋外広告物条例」を施行し、以降、幾たびかの制度の見直しを行いながら、札幌市内における屋外広告物について、必要な規制や指導を行ってまいりましたが、この度、条例、規則の新たな改正にあたり、本紙を改訂いたしました。

本冊子については、札幌市における屋外広告物の規制について、わかりやすくまとめたものです。本冊子を一読していただくことにより、屋外広告物への理解や関心を深めていただき、ひいては、屋外広告物の適正な設置・管理の一助になれば幸いです。



目次

| | |
|--|----|
| ■ はじめに | 14 |
| ■ 屋外広告物とは | 1 |
| ■ 屋外広告物の掲出には許可が必要です | 1 |
| ■ 広告物の許可期間 | 2 |
| ■ 許可申請には手数料がかかります | 2 |
| ■ 広告物は地域、種類などにより、高さ、大きさ等の制限があります | 3 |
| ■ 広告物を掲出できない区域、場所があります | 7 |
| ■ 広告物を掲出できない物件があります | 8 |
| ■ 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出することができない物件、場所があります | 8 |
| ■ 「禁止区域」でも掲出できる広告物があります | 8 |
| ■ 条例の規制の適用を受けない広告物があります | 9 |
| ■ 掲出が禁止されている広告物 | 10 |
| ■ 地域の特徴に応じた地区指定制度があります | 11 |
| ■ 札幌市地図情報サービス | 13 |
| ■ 広告物には管理者・点検者が必要です | 14 |
| ■ 10㎡を超える広告物の管理者には資格が必要です | 14 |
| ■ 全ての点検者は資格が必要です | 14 |
| ■ 継続申請時の安全点検と報告書の提出 | 15 |
| ■ 広告物の除却 | 15 |
| ■ 屋外広告業を営むためには登録を受けなければなりません | 15 |
| ■ 屋外広告業の登録を受けるためには申請が必要です | 16 |
| ■ 登録申請には手数料がかかります | 16 |
| ■ 登録を受けた屋外広告業者の責務 | 17 |
| ■ 登録の取消し又は営業の停止命令 | 17 |
| ■ 許可の取消しと措置命令 | 17 |
| ■ 報告及び検査 | 18 |
| ■ 違反広告物は除却されます | 18 |
| ■ 条例に違反すると処罰の対象になります | 18 |
| ■ 屋外広告物講習会 | 19 |
| ■ 屋外広告物審議会が設置されています | 19 |
| ■ 広告物の掲出に関する関係法令等 | 19 |

● 屋外広告物とは (法2条)

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、具体的には広告板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札などをいい、個人や法人の名称、商品名や案内等の文字表示によるものから、商標、シンボルマークなどさまざまなものがあります。また、その内容は営利的又は公共的目的などの区別は問いません。

● 屋外広告物の掲出には許可が必要 (条例3条、4条、規則3条、4条)

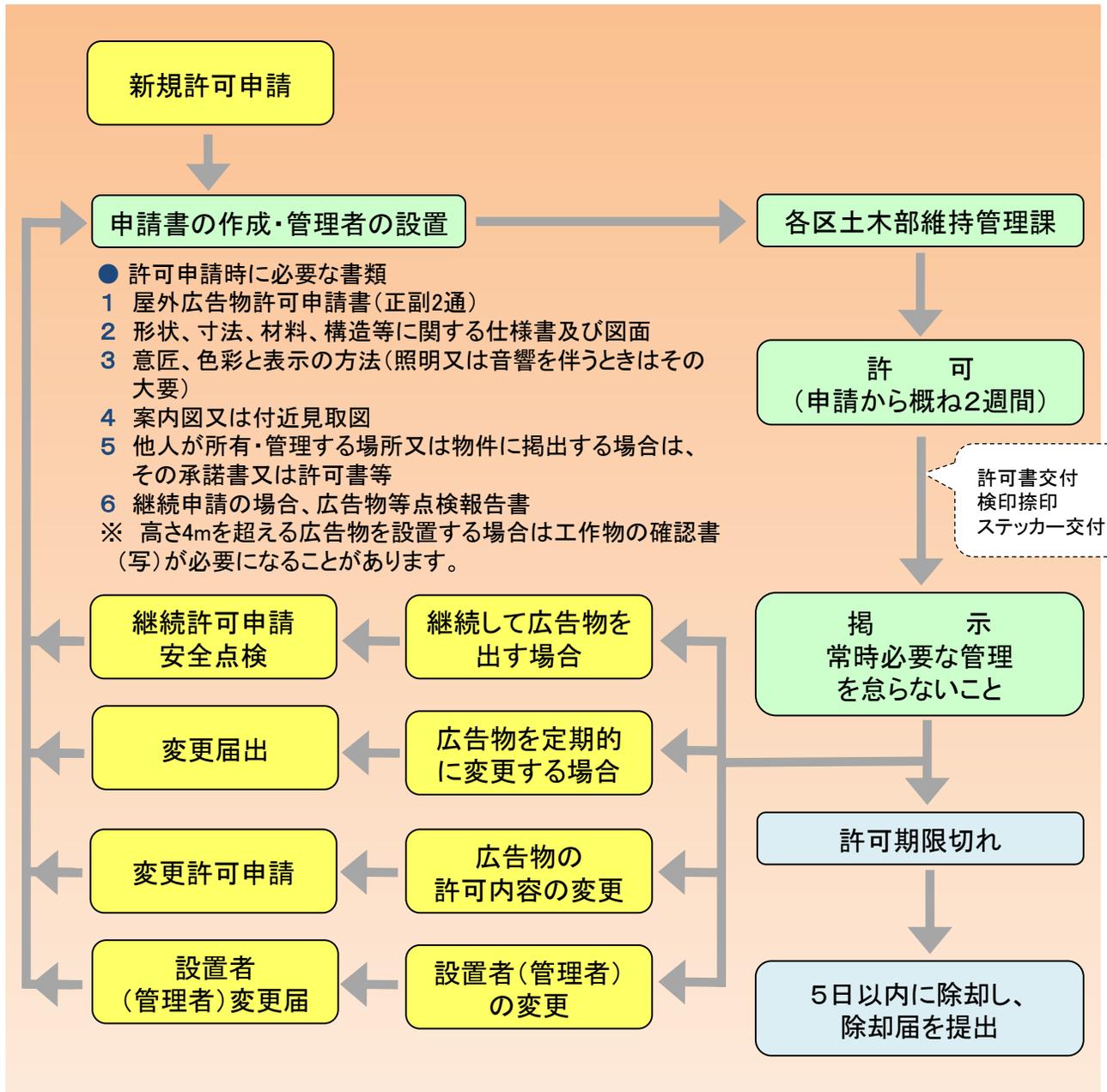
本市内で屋外広告物を掲出しようとする場合は、条例の適用を受けない広告物を除き、市長の許可を受けなければなりません。

■ 屋外広告物掲出の手順

屋外広告物の掲出にあたっては、下図の手続きが必要です。

■ 継続の許可申請

屋外広告物には、許可期間が定められています(P2参照)。この許可期間の満了後、さらに継続して広告物を掲出する場合は、許可期間満了の日までに継続の許可申請を行ってください。



● 広告物の許可期間 (条例3条、規則6条)

屋外広告物の許可は、広告物の種類、用途によって許可期間が定められています。

■ 許可の期間

- 1 はり紙、はり札、アーチ式広告、アドバルーン広告……………15日以内
- 2 立看板、宣伝車、広告旗及び広告網……………1月以内
- 3 車体利用広告、柱状広告物、広告幕及び広告内容を
定期的に変更するもの(1と2に掲げるものを除く)……………1年以内
- 4 1、2、3に掲げる広告物以外の広告物……………3年以内

※「広告内容を定期的に変更するもの」とは、広告物の設置者(広告主)が変わらず、広告の盤面を1年以内に取り替えていくもの(映画館の広告、ポスター掲示板、新商品等の発売ごとに盤面の変わる広告など)及び電光板や映像を利用した広告物でその図柄や映像のパターンを1年以内に変更していくものをいいます。

● 許可申請には手数料がかかります (条例12条、条例別表1)

■ 許可申請と手数料

屋外広告物の許可申請には、一定の手数料を納付しなければなりません。この手数料は広告物の種類により異なり、それぞれ単価が定められています。

■ 許可申請手数料の額

| 区 分 | | | 許可申請手数料 | | 摘 要 |
|-----|------------------------------|-----------|--|---------|--|
| | | | 単 位 | 金 額 | |
| 1 | 広告板 広告塔 柱状広告 あんどん広告 | 照明装置のないもの | 表示面積5平方メートルまでごとにつき | 1,300円 | 「広告板」、「広告塔」、「柱状広告」及び「あんどん広告」とは、土地に固定して設置するもの及び建物その他の工作物又はこれら以外の物件(運行の用に供されている自動車、電車等を除く)に装置するもの並びにこれらに類するものをいう。 |
| | | 照明装置のあるもの | | 1,900円 | |
| 2 | 電 光 板 | | 表示面積5平方メートルまでごとにつき | 1,900円 | 「電光板」とは、電球を使用して、広告文字を移動させるもの又は図形を変化させるもの又はデジタルサイネージ等をいう。 |
| 3 | 立 看 板 | | 1枚につき | 850円 | 「立看板」とは、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に立て掛けるもの及びこれらに類するものをいう。 |
| 4 | 電 柱 告 告 | | 1個につき | 270円 | 「電柱広告」とは、電柱、街路灯柱又はこれらに類するものに表示するもの及びこれらを利用して装置するものをいう。 |
| 5 | 車体利用 告 告 | 一部を利用するもの | 1枚につき | 380円 | 「車体利用広告」とは、運行の用に供されている自動車、電車等(宣伝車を除く)の外面を利用して表示し、又は装置するものをいう。このうち、車体の前面又は左右側面の一部に表示し、又は装置するものは「一部を利用するもの」とし、これ以外のものは「全部を利用するもの」とする。 |
| | | 全部を利用するもの | 1台につき | 10,800円 | |
| 6 | 宣 伝 車 | | 1台につき | 1,800円 | 「宣伝車」とは、外面に広告を表示し、又は装置して、自己又は他人の営業宣伝を目的として移動する自動車をいう。 |
| 7 | アーチ式 告 告 | 照明装置のないもの | 1基につき | 3,600円 | 「アーチ式広告」とは、道路等を横断して設置するものをいう。 |
| | | 照明装置のあるもの | | 5,200円 | |
| 8 | アドバルーン広告 | | 1個につき | 1,700円 | 「アドバルーン広告」とは、気球を利用して表示するものをいう。 |
| 9 | 広 告 網 広 告 旗 広 告 幕 | | 1枚につき | 700円 | 「広告網」及び「広告幕」とは、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に懸垂し、又は添加するもの及び電柱等を利用して空中に掲出するものをいう。 「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの(これを支える台を含む)をいう。 |
| | | | | | |
| 10 | は り 紙 は り 札 | | 100枚(100枚未満のとき、又は100枚未満の端数があるときは、100枚に切り上げる。)につき | 600円 | 「はり紙」とは、紙製又はビニール製で、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に直接はり付けるものをいう。 「はり札」とは、木製、プラスチック製若しくは金属製のもの又はこれらのもに紙若しくは布をはり付けたもので、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に紐、針金等でくくりつける等の方法で取り付けるものをいう。 |
| | | | | | |

【備考】申請する広告物が自家用広告物である場合は、その申請する広告物の合計表示面積から10㎡を差し引いてから、本表により手数料の額を算定します。

● 広告物は地域、種類などにより、 高さ、大きさ等の制限があります (条例5条、規則7条、規則別表1)

■ 許可の基準

屋外広告物の掲出許可を受けるには、その広告物が許可の基準に適合していなければなりません。許可の基準は、広告物が掲出される地域、広告物の種類などによって、大きさや高さ又は設置方法等を定めているものです。

■ 地域別基準

広告物が地域の特性や環境等に見合うように、本市内を次に掲げる3種類の地域に区分して、それぞれ許可の基準を定めています。

- 第1種地域** 第3種地域を除く市街化区域の地域(用途地域が定められている地域です)
- 第2種地域** 市街化区域以外の地域(主に市街化調整区域などをいいます)
- 第3種地域** 市内の支笏洞爺国立公園の区域内にある市街化区域(定山溪温泉街の周辺地域です)

1 共通設置基準 (各地域、各広告種別共通の基準)

- 都市景観と自然美に調和し、その面積、色彩、形状、意匠等が周囲の環境を損なわないこと
- 広告物を表示する建物又は物件と不調和でないこと
- 照明を伴うものは屋間も良好な景観又は風致を害しないこと
- 蛍光や発光を伴う塗料、材料を原則として使用しないこと
- ネオンサインを使用するものは、点滅速度が緩やかなこと
- 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないこと

2 広告物の種類別基準

① 屋上広告物

■ 共通設置基準

- (1) 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。
- (2) 同一方向に2個以上設置しないこと。ただし、屋上広告物相互間の距離がそれらの屋上広告物の当該方向に面した表示面の最長辺の長さ、直径その他これに準ずるもの以上であるときは、この限りでない。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 高さ(脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20m以下であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が300㎡以下で、1面当たりの表示面積が100㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さ(脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの2分の1以下で、かつ、10m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が75㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さ(脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が75㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。
- (4) 表示面の縦の長さが横の長さを超えないこと。



屋上広告物

② 壁面広告物

■ 共通設置基準

- (1) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。
- (2) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。
- (3) 広告物等が建築物の窓又は開口部をそれぞれ3分の2以上ふさがないこと。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。
- (2) 取付壁面からの出幅が1m以下であること。ただし、その壁面広告物の保守のため、市長が特に認めた場合は、1.5m以下とすることができる。
- (3) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、30㎡以下であること。
- (3) 案内誘導広告物にあっては、表示面積が1基当たり3.5㎡以下であること。
- (4) 取付壁面からの出幅が0.5m以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、25㎡以下であること。
- (3) 取付壁面からの出幅が0.5m以下であること。



③ 突出広告物



■ 共通設置基準

- (1) 取付壁面からの出幅は1.5m以下であること。
- (2) 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないこと。
- (3) 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 1基当たりの合計表示面積が40㎡以下で、1面当たりの表示面積が20㎡以下であること。ただし、集合広告にあっては、合計表示面積が50㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が20㎡以下で、1面当たりの表示面積が10㎡以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が10㎡以下で、1面当たりの表示面積が5㎡以下であること。

4 地上広告物等

●地上広告物

■ 共通設置基準

- (1) 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。
- (2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。

【第1種地域】

- (1) 高さが地上20m以下であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が150㎡以下で、1面当たりの表示面積が75㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 高さが自家用広告物にあつては地上10m以下、案内誘導広告物にあつては地上6m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が自家用広告物にあつては60㎡以下、案内誘導広告物にあつては7㎡以下で、1面当たりの表示面積が自家用広告物にあつては30㎡以下、案内誘導広告物にあつては3.5㎡以下であること。
- (4) 同一表示内容の案内誘導広告物を設置する場合は、広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 高さが自家用広告物にあつては地上20m以下、案内誘導広告物にあつては地上10m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が自家用広告物にあつては30㎡以下、案内誘導広告物にあつては10㎡以下で、1面当たりの表示面積が自家用広告物にあつては15㎡以下、案内誘導広告物にあつては5㎡以下であること。
- (4) 同一表示内容の案内誘導広告物を設置する場合は、広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

●立看板

■ 共通設置基準

建物その他の工作物(電柱、街路灯柱その他これらに類するものを除く。)を利用して立て掛け、又は地中に基礎を設けず土地に建植すること。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 縦(脚の長さを含む。)3m以下、横0.9m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 縦(脚の長さを含む。)3m以下、横0.9m以下であること。

●柱状広告物

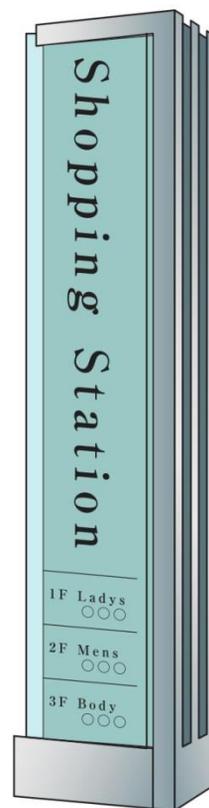
■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 高さが3m以下で、幅が0.6m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さが3m以下で、幅が0.6m以下であること。



地上広告物

5 アドバルーン

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) アドバルーンの直径が3m以下で、その高さが係留地点から50m以下であること。
- (2) 添加する広告があるときは、その広告の長さが15m以下、幅が1.5m以下であること。

【第2種・第3種地域】

アドバルーン広告は、認めない。



アドバルーン

6 電柱広告物

■ 共通設置基準

- (1) 巻付広告、突出し広告は、それぞれ1柱につき1個とすること。
- (2) 夜行塗料又は光を反射する塗料若しくは材料を使用しないこと。
- (3) 突出し広告は、地上から広告物の下端までの高さが、歩道上にあっては3m以上、車道上にあっては4.5m以上であること。
- (4) 巻付広告は、地上から広告物の下端までの高さが1.5m以上であること。



電柱広告物



消火栓標識広告

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 巻付広告は、縦1.8m以下であること。
- (2) 突出し広告は、電柱に設置するものにあつては縦1.2m以下、横0.45m以下、出幅0.6m以下、街路灯柱その他これに類するものにあつては縦0.6m以下、横0.2m以下、出幅0.3m以下、消火栓標識に設置するものにあつては縦0.4m以下、横0.8m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 案内誘導広告物であること。
- (2) 縦、横、出幅の基準は第1種地域と同じ。
- (3) 同一表示内容のものを設置する場合は、当該広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定めたものについては、この限りでない。

7 車体利用広告と宣伝車

● 車体利用広告

運行の用に供されている自動車、電車等(宣伝車を除く)の外面を利用して表示し、または装置するもの。
※自家用広告物の掲出の際には、許可申請は不要です(P9参照)。

■ 共通設置基準

- (1) 路面電車にあつては、車体の前後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (2) 路面電車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ2個以内で、縦0.6m以下、横1.2m以下であること。
 - (3) 路面電車の前後部を利用する広告物等は、それぞれ1個で、縦0.2m以下、横1.3m以下であること。
 - (4) 北海道旅客鉄道株式会社が、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の規定に基づく鉄道事業の用に供する車両(以下JR列車)にあつては、車体の左右両側部のみに表示するものであること。
 - (5) JR列車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ6個以内で、1個あたり0.7㎡以下であること。
 - (6) 自動車にあつては、車体の後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (7) 自動車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ2個以内で、縦0.6m以下、横1.5m以下であること。
 - (8) 自動車の後部を利用する広告物等は、縦0.45m以下、横0.6m以下のもの及び縦0.2m以下、横1.2m以下のものそれぞれ1個とすること。
 - (9) 第4号の規定にかかわらず、タクシーにあつては、車体の屋根の上への広告物等の表示又は設置をすることができる。
 - (10) 前各号の規定にかかわらず、路面電車、JR列車、路線バス、タクシー及び貨物自動車運送事業に係るトラックに掲出する場合に限り、車体全部に広告物を表示することができる。
- (注) 車体全部に広告物を表示する場合には、許可申請に当たり、市長に事前協議を行い、広告物のデザイン、色彩及び表示方法について市長の指導・助言を受けなければなりません(事前協議は市役所建設局総務部道路管理課で受付しています)。
車体利用広告の申請については、車両が保管されている区の土木部維持管理課で受付しています。



車体利用広告バス



車体利用広告市電



宣伝車

● 宣伝車

外面に広告を表示し、または装置して、自己または他人の営業宣伝を目的として移動する自動車。

■ 共通設置基準

電光板、映像等を右側面及び後部に用いる場合にあっては、文字、図形、映像等は、動かないものであること。

● 広告物を掲出できない区域、場所があります (条例7条、告示)

市内には、屋外広告物を掲出することができない区域や場所(「禁止区域」といいます。)があり、条例及び条例に基づく告示によって定められています。

■ 都市計画法に基づく区域

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

◎ 道路敷地は除きます。

(2) 風致地区の全域(※1)

◎ 「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」については、道路及び河川の区域のみが禁止区域となります。

■ 自然環境等保全条例に基づく区域

(1) 環境緑地保護地区[例:ペケレット湖、白旗山、道庁本庁舎前庭など]

(2) 自然景観保護地区[例:八剣山、烏帽子岳、定山溪天狗山など]

(3) 学術自然保護地区[例:大谷地学術自然保護地区]

■ 文化財保護法等に基づく区域

(1) 重要文化財[例:八窓庵、豊平館、時計台、北海道旧本庁舎など]

(2) 北海道指定有形文化財[例:琴似屯田兵屋、旧永山武四郎邸]

(3) 札幌市指定文化財[例:清華亭、手稲山口バツ塚、旧黒岩家など]

■ 市内の支笏洞爺国立公園の区域のうち、市街化区域以外の区域

■ 市民農園整備促進法に基づく市民農園の区域

■ 市内の都市公園全域

[大通公園、円山公園、その他地域の街区公園など]

■ 道路、鉄道沿線の区域

(1) 札幌自動車道

道路中心線から両側100m以内の道路面以上の高さの区域(手稲区内の市街化区域以外の区域は路端から両側500m以内の区域)及び手稲本町5条4丁目507番地1ほか。

(2) 道央自動車道

ア 厚別区上野幌及び清田区平岡から北広島市までの間と、札幌ジャンクションから江別市までの間(市街化区域を除く。)は、路端から両側500m以内の区域。

イ ア以外の道央自動車道では、道路中心線から両側100m以内の道路面以上の高さの区域。

(3) 市道西南線(ミュンヘン大橋周辺)

ア 国道453号から豊平川(右岸側)までの間は、道路中心線から両側50m以内の区域。

イ 豊平川(左岸側)から山鼻川(右岸側)までの間は、道路中心線から両側100m以内の区域。

(4) 鉄道沿線(※2)

北海道旅客鉄道株式会社の鉄道営業線の全区間及び当該線路の路端から両側100m以内の区域(鉄道高架部分については、線路路盤面以上の高さの区域に限る)。

■ 市内の河川区域の全域

■ 市内の北海道旅客鉄道株式会社の鉄道駅舎の建物及びその付帯施設(※3)

■ 墓地、火葬場、葬祭場の敷地

■ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院、公衆便所のほか国や地方公共団体、独立行政法人が設置し、又は管理する施設及びその敷地

(注)※1~3の区域は、広告物の用途や大きさによって、掲出可能な広告物がある区域です。(8ページ参照)



● 広告物を掲出できない物件があります (条例7条2項)

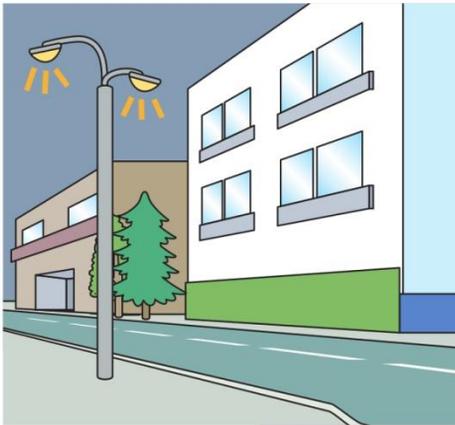
「禁止区域」と同様に、屋外広告物を掲出することができない物件(「禁止物件」といいます。)が定められています。

■ 禁止物件

- (1) 街路樹、路傍樹及び北海道自然環境等保全条例第4章の規定により指定された記念保護樹木並びにこれらの樹木の防護さくその他の附属物
- (2) 煙突、送電塔、送受信塔、換気筒その他これらに類するもの
- (3) ガスタンク、油タンクその他のタンク類
- (4) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
- (5) 橋りょうその他高架物、トンネル及び分離帯
- (6) 信号機、道路標識(案内標識を除く。)、歩道さく、駒止めその他これらに類するもの
- (7) 消火栓及び火の見やぐら
- (8) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔及びガス圧力計塔
- (9) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木



● 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出することができない物件、場所があります (条例7条3項、告示)



禁止区域及び禁止物件のほか、「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の掲出のみを禁止している物件又は場所があり、条例及び条例に基づく告示によって定められています。

■ 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の禁止物件

- (1) 電柱、街路灯柱その他の柱類
- (2) 道路の附属物 [例: 歩道橋、カーブミラーなど道路管理者が設置するもの]
- (3) 道路占用物件 [例: 工事用施設、分電盤など道路上又は上空を占用するもの]

■ 「はり紙」「はり札」「立看板」の禁止区域

- (1) 市内のすべての道路
- (2) 札幌駅前通(北5条から南4条までの区間)及び大通(1丁目から13丁目までの区間)に面する地域

■ 「広告旗」の禁止区域 市内のすべての道路

● 「禁止区域」でも掲出できる広告物があります (条例7条1項ただし書、告示)

前ページに掲げる「禁止区域」のうち、一部の区域では、広告物の用途や大きさによって掲出可能な広告物があり、告示によってその区域と掲出できる広告物を定めています。(※1~3は7ページ参照)

■ 風致地区関係(※1)

風致地区のうち「商業系」の用途地域では、自家用広告物(10ページ参照)で、許可の基準に適合し、かつ、次の地域ごとに定める要件を満たす広告物であれば、掲出することができます。

(1)【藻岩山風致地区】

ア 表示面積:「屋上広告物」「突出広告物」「地上広告物」については許可の基準の3分の2以下、「壁面広告物」については許可の基準の2分の1以下の面積であること。

イ 高さ:すべての広告物の上端が15mを超えないものであること。

ウ その他:「屋上広告物」の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。広告表示盤面の下地等は、周囲の風致に配慮して、原色等のけばけしい色を使用しないものであること。

(2)【東月寒向ヶ丘風致地区】

ア 「屋上広告物」の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。

イ 広告表示盤面の下地等は、周囲の風致に配慮して、原色等のけばけしい色を使用しないものであること。

■ 鉄道沿線関係(※2)

次の広告物は掲出することができます。

(1) 自家用広告物

(2) 高さが4m以下で、かつ、1基当たりの表示面積が4㎡以下(1面の表示面積は2㎡以下)の案内誘導広告物

■ 鉄道駅舎関係(※3)

自家用広告物は、掲出することができます。

● 条例の規制の適用を受けない広告物があります

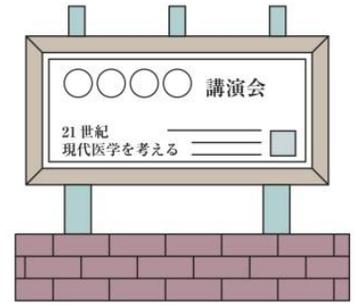
(条例11条、規則9条、10条、11条、規則別表2～4)

適用除外広告物

日常の経済活動などで最小限必要と思われるもの、公共的なものなど、その用途や大きさにより、条例の規制の一部が適用されない広告物(「適用除外広告物」といいます。)があります。

これらの適用除外広告物については、以下のとおり、種類及び適用除外となる基準が定められています。

なお、適用除外広告物であっても管理義務がありますので、日頃から適切な維持管理を心がけてください。



許可申請が不要で、禁止区域、禁止物件にも掲出することができる広告物

(ただし、禁止物件のうち、街路樹、その防護さくなどは、掲出することができません。)

| 広告物の種類 | 例 |
|---|--|
| (1) 法令(道路法、都市計画法、建築基準法など)に基づいて掲出される広告物。 | 道路標識 住居表示板 建築確認の表示 |
| (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人等が掲出する広告物(「公共広告物」といいます。)で、規則に定めがあるもの。 | 公共施設名の看板 交通規制の周知広告 公共施設への案内板 |
| (3) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に掲出する広告物。 | ○○コンサート会場 △△展覧会開催中 □□イベント開催中 |
| (4) 社寺、仏堂、教会等が祭典又は冠婚葬祭のために臨時に掲出する広告物や、大売出しその他年中行事のため掲出する広告物、慣習として一般に認められている広告物。 | ○○神社祭 年末セール中 |
| (5) 他の都道府県・市の屋外広告物条例により許可を受けた車体利用広告。 | 札幌市以外のバス会社の車体広告 |
| (6) 自動車、電車等(宣伝車を除く)の車体に掲出される自家用広告物。 | タクシーの車体に表示されている タクシー会社名 |
| (7) 自家用広告物で表示面積(広告物が2つ以上ある場合は、その合計面積)が10㎡以下(禁止物件に掲出する場合は3㎡以下)で、かつ、次の要件を満たすもの。 ア 広告物の上端までの高さが地上10mを超えないもの。 イ 電光板、ネオン、点滅する照明及び回転灯を使用しないもの。 | 表札 ○○商店 ○○株式会社 ○○アパート ○○ビル |
| (8) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積の合計が3㎡以下であるもの。 | ○○会社所有地 立入禁止 売地 |
| (9) 工事現場等の板塀や仮囲いに掲出する広告物で、次の要件を満たすもの。 ア 工事内容の表示又は工事物件の宣伝を目的とする広告物、工事の管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積がそれぞれ3㎡以下であるもの。 イ 宣伝を目的としない絵画や写真等を直接表示するもの(蛍光又は発光を伴う材料を利用しないものに限る。)で、表示面積が板塀等の1面の3分の1以下であるもの。 | 危険立ち入り禁止 ○○線下水道工事 工事のお知らせ |

許可申請が不要な広告物（禁止区域及び禁止物件には掲出することができません。）

| 広告物の種類 | 例 |
|--|--------------------|
| (1) 自家用広告物で表示面積（広告物が2つ以上ある場合は、その合計面積）が10㎡以下で、かつ、広告物自体の高さ（縦の長さ）が20mを超えないもの。 | 表札 〇〇商店 〇〇ビル |
| (2) はり紙、はり札で、政治団体、労働団体等の宣伝の用に供するもの又は営利を目的としない催物等を表示するもの。 (注)ただし、禁止区域のうち、第1種及び第2種低層住居専用地域、風致地区、道路・鉄道沿線の区域には、掲出することができます。 | 〇〇党 △△町内会総会案内 |
| (3) 公共広告物で、規則に定めがないもの。 | |
| (4) はり紙、はり札、立看板、広告旗その他これらに類する簡易な広告物で、掲出期間が5日以内の自家用広告物。 | |

禁止区域、禁止物件に掲出することができる広告物（許可申請は必要です。）

| 広告物の種類 | 例 |
|--|----------------|
| (1) 地域の住民団体等が掲出する道案内又は地域の案内図。 | 町内案内板 団地案内板 |
| (2) 学校、病院、美術館、博物館、福祉施設等への案内又は誘導を目的とした広告物で、商品名その他宣伝の用に供さないもの。 (注)ただし、これらの広告物は、表示面積等の制限があります。 | 〇〇病院 50m先右折 |

用語の定義

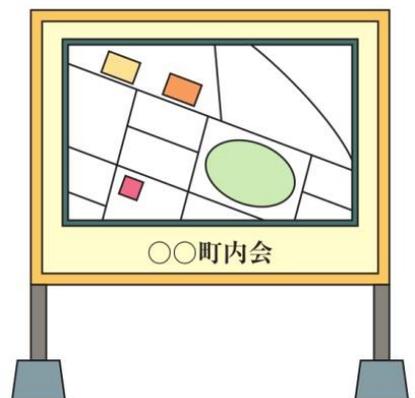
「自家用広告物」

自己の住所地において自分の名前や住所を表示する広告物をいいます。

また、自己の事務所、営業所、店舗等や、その敷地内で、これらの名称、内容、商標、販売する商品名、所在地などを表示する広告物も「自家用広告物」となります。

「案内誘導広告物」

自家用広告物以外の広告物で、特定の事務所、営業所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物をいいます。



掲出が禁止されている広告物（条例6条）

次に掲げる広告物は、街の良好な景観や風致を損ねたり、危険であったり、交通の安全を害するおそれがあるため、一切その掲出を禁止しています。

■ 禁止広告物

- (1) たいへん汚れたり、色が薄くなっていたり、塗料などが剥がれている広告物
- (2) 壊れていたり、非常に古くなった広告物
- (3) 倒れたり、落下するおそれのある広告物
- (4) 信号機や道路標識に似たまぎらわしいものや、信号機などが隠れたり、見えづらくなる広告物
- (5) 歩行者や車などの交通を妨げるおそれのある広告物



● 地域の特色に応じた地区指定制度があります

(条例8条～10条、規則8条)

屋外広告物は、その種類及び設置する場所等により、高さや表示面積などが一律に制限されています。しかしながら、屋外広告物が街の景観形成の重要な要素であるため、地域の特色を生かした個性ある街づくりを進めていくためには、その地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要となります。

そこで、本市では、許可の基準における地域区分とは別に「地区指定制度」を設け、地域の特色に合わせた広告物の掲出方法を定めることができました。

広告物活用地区(条例8条)

市長は、店舗、飲食店、娯楽・遊戯施設などが集まる活気のある地域で、そこに掲出される広告物が街の活気を一層向上させ、地域の雰囲気形成する要素となっている場合に、この地域を「広告物活用地区」に指定して、広告物の規制を緩和することができます。

本市では、「すすきの地区」を広告物活用地区に指定しています。

■ すすきの地区広告物活用地区の区域

国道36号及び市道南4号線、市道南7条線、市道西2丁目線並びに市道西7丁目線に囲まれた区域(それぞれの道路敷地を含む)及び、それらの区域の境界から30メートルまでの区域。

■ すすきの地区広告物活用地区の設置基準

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物及び地上広告物は、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

(大きさや高さに係る規制はなし)

その他の広告物は、第1種地域における設置基準と同じ。



● すすきの地区広告物活用地区の区域図 (黄色部分)

※札幌市地図情報サービス(P13)より



● すすきの地区広告物活用地区 (平成14年4月指定)

広告物協定地区(条例10条、規則8条)

地域の良好な景観を維持・形成するため、地元の住民等が互いに地域の広告物のあり方等について協定を締結し、市長の認定を受けることができます。市長は、この協定の対象となる区域を「広告物協定地区」として指定し、良好な景観の維持又は形成のための技術的支援等を行います。

※ 本市には現在、広告物協定地区はありません。

景観保全型広告整備地区(条例9条)

市長は、文化・教育施設等が集まる地域、官庁街、歴史建造物のある地域、駅前広場やその周辺、市民の憩いの場、その他自然景観や優れた街並みのある地域など、市民又は地域住民等に、その地域の良好な景観の保全・形成が必要であると評価される地域を「景観保全型広告整備地区」として指定し、広告物に対する規制を強化したり、地域の雰囲気に合わせて広告物の掲出方法を定めたりすることができます。

本市では「札幌駅北口」「札幌駅南口」「札幌駅前通」地区を景観保全型広告整備地区に指定しています。

■ 景観保全型広告整備地区(札幌駅北口地区、同南口地区、同駅前通北街区地区)の区域

・札幌駅北口地区

「西6丁目線」「北9条線」「創成側通」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側の面に囲まれた区域。

・札幌駅南口地区

第1区域:「西5丁目樽川線」「北5条・手稲線」「西2丁目線」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側に囲まれた区域。

第2区域:「西6丁目線」「北4条線」「創成側通」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側に囲まれた部分で第1区域を除く区域。

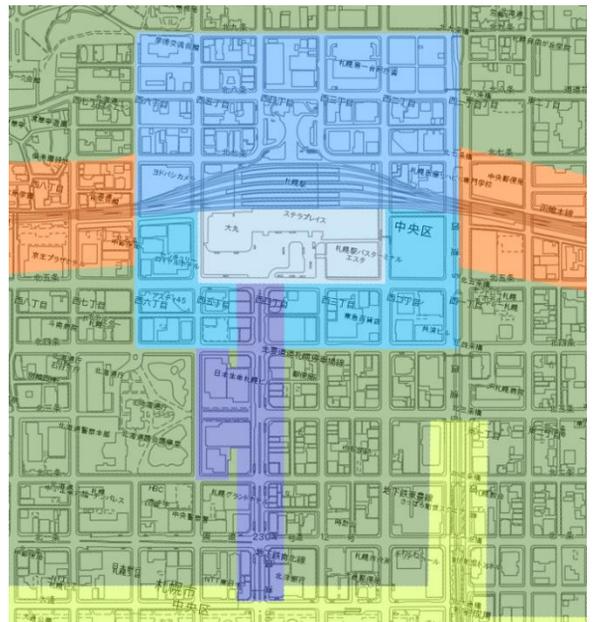
・札幌駅前通北街区地区

「大通」北側道路境界線及び見直し線、「北5条・手稲通」の道路中心線、「札幌駅前通」東西の道路境界線からそれぞれ外側に30メートルの線に囲まれた区域、及び、都市再生特別地区「北3西4地区」「北2西4地区」

■ 景観保全型広告整備地区(札幌駅北口地区、同南口地区、同駅前通北街区地区)の設置基準例

- ・第三者広告物の設置は不可。
- ・屋上広告物は、掲出する建築物と一体的になるようにデザインし、周囲の建築物等とのスカイラインに留意すること(一部、掲出不可の場所も有)
- ・壁面広告物は、原則、中層部以上への掲出不可。
- ・突出広告物は、中層部以上への設置不可。
- ・地上広告物は、原則、1建築物につき2基以内。

※全体的に、第1種地域と比べて広告物に対する規制が強化され、細かく規制が定められています。設置基準の詳細については、別冊「景観保全型広告整備地区の手引」でご確認ください。



- 本市の景観保全型広告整備地区の区域図
札幌駅北口地区(■部分)
札幌駅南口地区(第1区域)(■部分)
札幌駅南口地区(第2区域)(■部分)
札幌駅前通北街区地区(■部分)
※札幌市地図情報サービス(P13)より



● 札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区
(平成16年6月指定)



● 札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区
(第1区域:平成14年4月指定)
(第2区域:平成15年4月指定)



● 札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区
(平成23年12月指定)



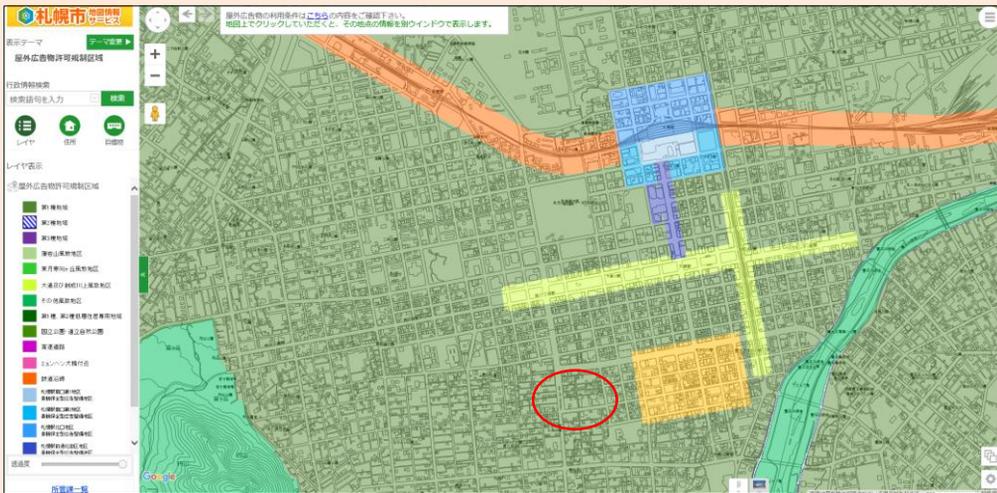
広告物の設置基準の参考として、札幌市役所公式ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。



① 「屋外広告物許可規制区域」を選択します。



② 利用に係る同意画面が表示されますので、内容を確認の上「同意する」をクリックしてください。



③ 地図が表示されますので、広告物設置(予定)場所をクリックしてください。



④ バルーンが表示され、広告物設置基準の詳細ページへのリンク先が表示されます。



⑤ リンク先のページから、設置基準が確認できます。

本規制図は、地図の精度上およびデータの作成上の誤差を含んでいるため、規制地域等の境界について正確に示すものではありません。詳細については、各区土木センターにご確認ください。

● 広告物には管理者・点検者が必要です (条例14条、規則4条、15～18条)

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。

また、管理者を要する広告物について継続の申請を行う際には、点検者による点検を行い「広告物等点検報告書」を提出することが義務付けられています。

この管理者及び点検者は、広告主自らができることもできますし、広告業者などの専門業者に委託することもできます。

■ 管理義務

広告物の設置者(広告主)・管理者・所有者・占有者は、落下事故等の防止のため、広告物に関して補修、除却その他必要な管理を怠らないうようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

■ 管理者・点検者の要らない広告物

次に掲げる簡易な広告物などについては、管理者・点検者は不要です。

- (1) 自家用広告物で、その表示面積が3㎡以下のもの
- (2) はり紙、はり札、立看板
- (3) アーチ式広告、アドバルーン広告、広告幕、広告網、広告旗
- (4) 建物の壁面等に直接塗装して表示するもの又は光を投影して表示するもの

■ 管理者の変更届出

管理者を変更したとき又は管理者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、所在地、代表者の氏名)を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。



● 10㎡を超える広告物の管理者には資格が必要です

(条例14条、規則16条、17条)

広告物1基(1個)当たりの表示面積の合計が10㎡を超える広告物の管理者になるためには、次に掲げる資格を有していることが必要です。(上記に掲げた「管理者の要らない広告物」は除きます。)

■ 管理者の資格

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 屋外広告物講習会の課程を修了した者で、かつ、次のいずれかに該当する者
ア 1級建築士又は2級建築士
イ ネオン工事に係る特種電気工事資格者
ウ 第1種から第3種までの電気主任技術者免状の取得者
エ 屋外広告物点検技能講習(※)を修了した者
※ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習
- (3) 職業能力開発促進法に基づく技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に合格した者

■ 法人管理者の特例

個人が上記(2)に掲げる管理者となるためには、ア～エのいずれかの資格と、屋外広告物講習会の修了者の両方の要件が必要となりますが、法人の場合には、それぞれの要件に該当する従業員が在職すれば、その法人は、資格を有する管理者となることができます。

(注)本市が行う「屋外広告物講習会」は、原則年に1回開催されます。(詳細は19ページを参照してください。)



● 全ての点検者は資格が必要です (条例16条、規則4条)

広告物の点検者になるためには、次に掲げる資格を有していることが必要です。

■ 点検者の資格

上に記載の管理者の資格(1)～(3)と同じです。ただし、管理者と違い、点検者の法人特例はありません。資格を満たす個人である必要があります。

※ 資格要件を満たしていれば、同一人が管理者と点検者を兼ねることもできます。

● 継続申請時の安全点検と報告書の提出(規則4条)



設置者は、広告物(「管理者・点検者の要らない広告物」を除く。)について、継続の許可申請をしようとするときは、点検者による広告物の安全点検を実施し、「広告物等点検報告書」を作成して、点検者の資格を証する書類とともに、継続許可申請書に添付しなければなりません。

(注1)点検報告書には、点検箇所の近接写真や設置状況が分かる全景写真の添付が義務付けられています。

(注2)安全点検を実施した結果、異常が認められた場合は、点検者は、広告主(広告物の設置者)にその旨を報告し、速やかに改善の処置を行いましょう。この場合、点検報告書は、原則としてこの処置が済んでから提出してください。

● 広告物の除却(条例17条)

掲出の必要がなくなった広告物や、許可期間の満了した広告物は、広告物の所有者等が除却することが義務付けられています。不要な広告物を掲出したまま放置すると安全面のリスクが高まりますので、許可期間の満了又は掲出が不要になった時点から5日以内に除却し、除却届を提出してください。

● 屋外広告業を営むためには登録を受けなければなりません(条例22条、22条の4、24条)

本市域内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。

この登録は、本市域内において屋外広告業を営む営業所(「登録営業所」といいます。)のすべてについて受ける必要があります(複数の登録営業所についてまとめて登録を受けることができます。)

また、登録を受けるためには、登録営業所ごとに、次に掲げる者のうちから「業務主任者」を選任することが必要です。

(注)登録営業所とは、市内に存する営業所に限りません。市外に存する営業所であっても、本市域内において営業を営む営業所であれば登録営業所に該当します。

業務主任者の要件

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 本市のほか、都道府県、政令指定都市又は中核市が開催した屋外広告物講習会の修了者
 - (3) 広告美術に関し、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者又は職業訓練の修了者
 - (4) 屋外広告物講習会の修了者と同等以上の知識を有すると市長が認定した者
- (注)「屋外広告士」は、(1)に該当します。

■ 登録の有効期間

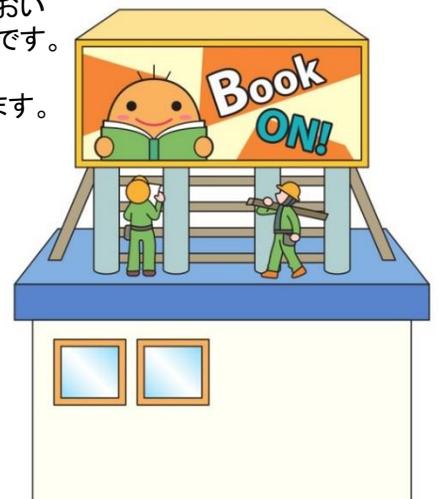
登録の有効期間は5年です。

したがって、登録を受けてから5年を経過した後、引き続き本市域内において屋外広告業を営もうとする場合には、更新の登録を受ける必要があります。

■ 登録の要件

次のいずれかに該当する場合等には、登録を拒否される場合があります。

- (1) 登録を取り消された日から2年を経過していない場合
- (2) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない場合
- (3) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過していない場合
- (4) 登録営業所ごとに業務主任者を選任していない場合



用語の定義

「屋外広告業」

広告主から広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、これを屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいいます。この場合、元請け、下請けなどの形態は問いません。

● 屋外広告業の登録を受けるためには申請が必要です

(条例22条の2、規則23条～23条の3)

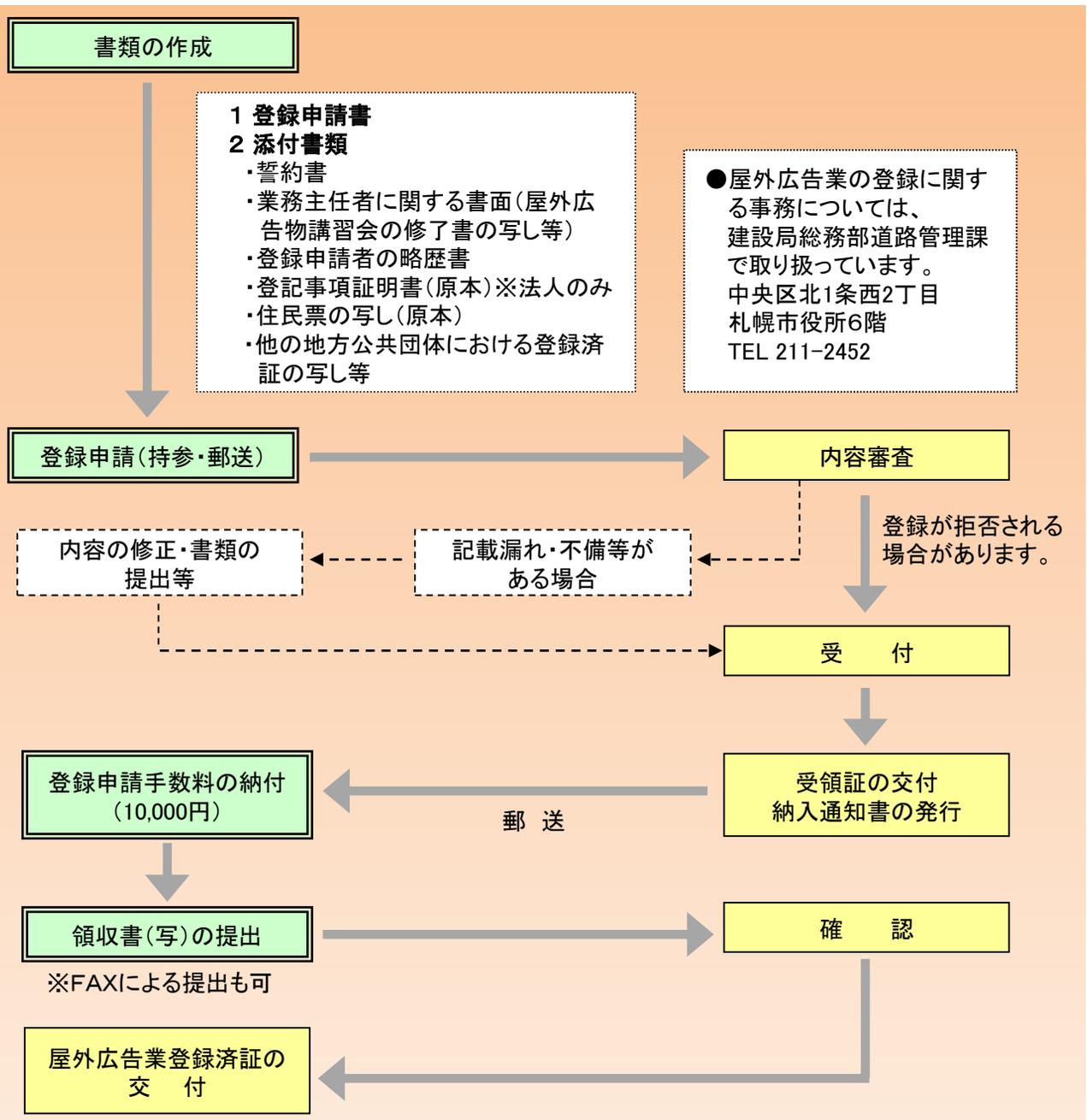
新規・更新の登録を受けようとする場合には、所定の事項を記載した登録申請書(1部)に必要な添付書類(1部)を添付して、市長に提出しなければなりません。

また、更新の登録は、現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに申請するようにしてください。

● 登録申請には手数料がかかります (条例25条の5、条例別表2)

新規・更新の登録申請には、1回につき10,000円の登録申請手数料がかかります。

提出された登録申請書の内容を審査した後、納入通知書を発行しますので、金融機関で納めてください。金融機関が発行する領収書により納付を確認した後、屋外広告業登録済証を交付します。



■ 変更・廃業等の届出

登録事項に変更があった場合や、本市域内において屋外広告業を廃止した場合には、市長に「変更届出書」又は「廃業等届出書」(1部)を提出してください。(手数料はかかりません。)

なお、変更する事項によって、必要となる添付書類があります。

登録を受けた屋外広告業者の責務

(条例24条～24条の3、規則28条の2、28条の3)

登録を受けた屋外広告業者は、業務主任者の総括のもと、条例その他広告物の掲出に関する法令の規定を遵守することはもちろん、広告物の掲出に関する工事を適正に施工し、安全を確保するなど、業務を適正に実施しなければなりません。

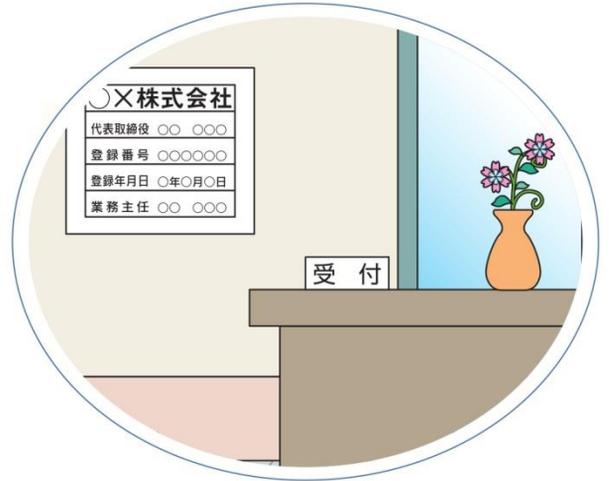
また、登録営業所においては、登録を受けた業者であることを明らかにするため、登録番号等を記載した「標識」を掲示すること等が、義務付けられています。

■ 標識の掲示

登録営業所には、次の事項を記載した「標識」(屋外広告業登録票)を掲げなければなりません。

標識は、縦35cm以上、横40cm以上の大きさで、公衆の見やすい場所に設置するようにしてください。

- (1) 商号、氏名又は名称
- (2) 法人である場合の代表者の氏名
- (3) 登録番号
- (4) 登録年月日
- (5) 営業所名及びこの営業所に置かれている業務主任者の氏名



■ 帳簿の備付け

業務主任者は、広告物の掲出の契約ごとに、次の事項を記載した「帳簿」を作成し、登録営業所に備えなければなりません。

この帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間、登録営業所ごとに保存するものとします。

なお、帳簿は書面のほか、電子機器、CD-ROM等をもって作成しても構いません。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の掲出の場所
- (3) 掲出した広告物の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物を掲出した年月日
- (5) 請負金額



登録の取消し又は営業の停止命令 (条例25条の2)

次のいずれかに該当するときは、屋外広告業の登録を取り消され、又は6か月以内の期間、その営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることとなります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 登録営業所ごとに業務主任者を選任していない等、登録を受けられない者となったとき。
(登録の要件については、15ページを参照してください。)
- (3) 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

許可の取消しと措置命令 (条例18条、19条)

次のいずれかに該当するときは、屋外広告物の許可を取り消され、又はその広告物の移転、改修、撤去などの措置を命ぜられることとなります。

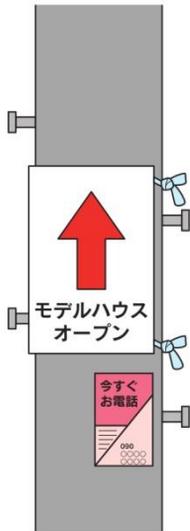
- (1) 許可を受けた際の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段で許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた広告物が、良好な景観又は風致を害したり、公衆に危害を与えるような危険な状態になったとき。
- (4) その他、条例又は規則に違反して広告物を掲出したとき。

● 報告及び検査 (条例20条、25条の4)

市長が特に必要があると認めるときは、次のとおり、立入検査等が行われる場合があります。

- (1) 屋外広告物の表示者等
広告物に関する報告又は資料の提出、広告物の存する土地又は建物への立入検査
- (2) 屋外広告業者
営業に関する報告、営業所等への立入検査(帳簿・書類・物件の検査、質問)

● 違反広告物は除却されます (条例19条、法7条)

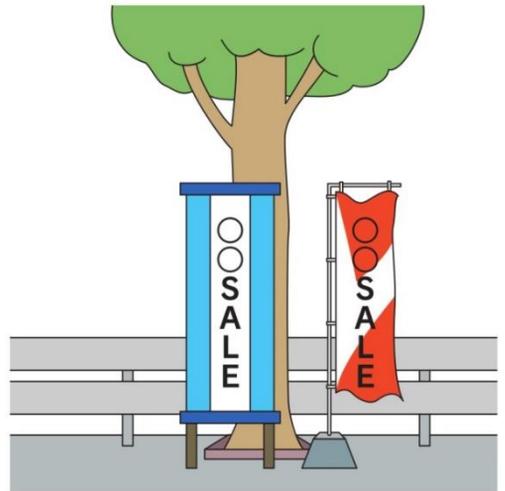


条例に違反した広告物で、その所有者又は管理者などが不明な場合、市長は、除却の期限を定め、その期限が過ぎたときは、この広告物を除却することができることとなっています。

■ 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の除却

電柱や街路樹にはり紙、はり札、立看板を設置したり、道路上に広告旗を置くことは、街の良好な景観を害し、又は通行人等に危害を及ぼすおそれがあるため、条例により禁止されています。

本市では、屋外広告物法に基づき、これらの違反広告物の除却作業を行っています。



● 条例に違反すると処罰の対象になります (条例29条の2～34条)

■ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- (1) 登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合。
- (2) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合。
- (3) 屋外広告業者が、営業の停止命令に違反した場合。

■ 50万円以下の罰金

- (1) 許可を受けずに広告物を掲出した場合。
- (2) 禁止区域又は禁止物件に広告物を掲出した場合。
- (3) 移転、改修、撤去などの措置命令に従わなかった場合。

■ 30万円以下の罰金

- (1) 変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出している場合。
- (2) 許可を受けずに適用除外広告物に適用広告物を付した場合。
- (3) 広告物に許可証票を貼付していない場合。
- (4) 許可期間が満了した広告物又は許可の取り消された広告物を除却しない場合。
- (5) 屋外広告業者が、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (6) 屋外広告業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかった場合。

■ 20万円以下の罰金

- (1) 屋外広告物の表示者等が、広告物に関する報告や資料の提出に応じない場合、又は虚偽の報告や虚偽の資料の提出をした場合。
- (2) 屋外広告物の表示者等が、広告物に関する立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合。
- (3) 屋外広告業者が、営業に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。
- (4) 屋外広告業者が、営業所等への立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

■ 5万円以下の過料

- (1) 屋外広告業者が、廃業等の届出を怠った場合。
- (2) 屋外広告業者が、標識を掲げなかった場合。
- (3) 屋外広告業者が、帳簿を備えず、帳簿に記載・記録をせず、虚偽の記載・記録をし、又は帳簿を保存しなかった場合。

■ 手数料に関する過料

詐欺その他不正の行為により、許可申請手数料又は登録申請手数料を払わなかったときは、その5倍(当該5倍の金額が5万円を超えない場合は、5万円)以下の額の過料が科せられます。

● 屋外広告物講習会 (条例23条、規則24～27条)

「屋外広告物講習会」は、屋外広告業を営む方たちの技術、知識の向上のため毎年開催しているもので、本市では、例年2～3月頃に北海道と共催しています(詳細は、事前に本市ホームページ等でお知らせしています。)。内容は次のとおりとなっています。

- (1) 屋外広告物に関する諸法令
- (2) 屋外広告物のデザイン、色彩など表示に関する事項
- (3) 屋外広告物の構造、設置方法など施工に関する事項

■ 講習課程の一部免除

次に掲げる資格者は、屋外広告物講習会の課程のうち、「屋外広告物の構造、設置方法など施工に関する事項」の受講について、免除を受けることができます。(ただし、免除の申出をした方のみ。また、受講料の減額措置はありません。)

- (1) 建築士の資格を有する者
- (2) 第1種及び第2種電気工事士、特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者
- (3) 第1種～第3種電気主任技術者
- (4) 帆布製品の製造に関する、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者、職業訓練の修了者

● 屋外広告物審議会が設置されています (条例26～28条、規則29～31条)

本市では、屋外広告物に関するさまざまな施策を検討する機関として、「札幌市屋外広告物審議会」を設置しています。屋外広告物は、見る人によって多種多様な感じ方、受け止め方をします。また、個人の主観的要素や、表現の自由といった基本的人権の問題とも深く関わり合いがあるため、審議会の委員構成は、学識経験者や専門家、関係行政機関など幅広い分野にわたっています。

審議会では、主に、禁止区域の決定、広告物の許可又は適用除外に関する基準の作成や変更、あるいは地区指定制度の適用などの事項について検討し、市長に対する答申を行っています。

また、条例の改正などの際には、本市の広告景観がより優れたものとなるよう、専門委員会を作り、その内容の検討なども行います。

● 広告物の掲出に関する関係法令等

広告物を掲出しようとする場合、条例に適合することはもちろんのこと、その大きさや掲出方法、掲出する場所によって、他の法令の規制を受けたり、許可等が必要となる場合があります。

これら、屋外広告物の掲出に関する主な法令等及び問合せ先は、次のとおりです。

| | | |
|---|--|-----------------------|
| ■ 道路占用、道路使用などに関すること(道路法、道路交通法等)……………広告物が道路上に突き出す場合など | | |
| 道路占用許可申請 | ⇒市・道道…各区土木部維持管理課 ⇒国道…札幌道路事務所 | 裏表紙参照 TEL 854-6111 |
| 道路使用許可申請 | ⇒広告物の掲出場所の管轄警察署 | |
| ■ 建築確認申請に関すること(建築基準法)……………広告物の高さが4mを超える場合、その他広告物の構造等に関することなど | | |
| 建築確認申請 | ⇒都市局 道路確認担当課 TEL 211-2864 | |
| ■ 都市景観に関すること(都市景観条例)……………「景観計画重点区域」内に広告物を掲出する場合など | | |
| 事前協議 | ⇒まちづくり政策局 地域計画課 TEL 211-2545 | |
| ■ 風致地区に関すること(都市計画法、札幌市緑の保全と創出に関する条例等)……………風致地区内に広告物を掲出する場合、その他風致地区の範囲の確認など | | |
| 風致地区内行為許可申請 | ⇒建設局 みどりの活用担当課 TEL 211-2522 | |
| ■ 用途地域、地区計画などに関すること(都市計画法等)……………用途地域の確認、地区計画区域内での広告物規制の有無又はその基準の確認など | | |
| 地区計画区域内での行為の届出 | ⇒まちづくり政策局 都市計画課 TEL 211-2506 | |
| ■ その他 | | |
| 国立公園区域内での広告物の掲出(自然公園法等) | ⇒環境省支笏湖自然保護官事務所 TEL 0123-25-2350 | |
| 宣伝車等の拡声放送の届出(生活環境の確保に関する条例) | ⇒環境局 環境対策課 TEL 211-2882 | |
| 空港周辺の高さの規制(航空法等) | ⇒陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊管理課 飛行場管理班 TEL 781-8321(内線366) | |

■ 許可申請先

屋外広告物の許可の申請先は、その広告物が掲出される区の土木部維持管理課(土木センター)です。

| | | |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 中央区土木部維持管理課 | TEL 614-1800 | (中)北12条西23丁目 S・D・C北12条ビル |
| 北 区土木部維持管理課 | TEL 771-4211 | (北)太平12条2丁目 |
| 東 区土木部維持管理課 | TEL 781-3521 | (東)北33条東18丁目 |
| 白石区土木部維持管理課 | TEL 864-8125 | (白)本通14丁目南 |
| 厚別区土木部維持管理課 | TEL 897-3800 | (厚)厚別町下野幌45の39 |
| 豊平区土木部維持管理課 | TEL 851-1681 | (豊)西岡3条1丁目 |
| 清田区土木部維持管理課 | TEL 888-2800 | (清)平岡2条4丁目 |
| 南 区土木部維持管理課 | TEL 581-3811 | (南)南31条西8丁目 |
| 西 区土木部維持管理課 | TEL 667-3201 | (西)西野290の10 |
| 手稲区土木部維持管理課 | TEL 681-7411 | (手)曙5条5丁目 |



さっぽろ市
01-K01-21-1871
R3-1-165

発行／札幌市建設局総務部道路管理課
札幌市中央区北1条西2丁目 TEL011-211-2452

Eメール oku-kokoku@city.sapporo.jp

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku>

令和3年11月発行